

[事案 19-14] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 19 年 6 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 12 月 12 日 裁定終了

< 事案の概要 >

保険料が全額損金扱い出来るとの説明により加入したが、税務の取扱いが変更となり全額損金処理出来なくなったことは重要事項の説明相違であり、契約を無効とし払込保険料全額を返還してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

営業担当者から、保険料を全額損金処理できると勧められ、節税目的で逡増定期保険（保険金額 1 億円）の加入申込みをしたが、診査結果により保険金額は 5,700 万円に減額された。そのため、同様に保険料が全額損金処理できる長期傷害保険を勧められ、平成 17 年 7 月、逡増定期保険と長期傷害保険の 2 つの保険に加入した。（逡増定期保険年払保険料は 730 万円、長期傷害保険年払保険料 470 万円）。

しかし、契約後 1 年もたたないうちに、保険会社から「長期傷害保険の保険料については全額損金処理することが出来なくなった」と連絡してきた。契約時に、営業担当者から税務取扱いには変更があり得るとの説明がなかったため、契約を取り消して保険料を全額返還して欲しいと申し出たが、保険会社は応じない。

また、保険会社の対応には全く誠意がなかったため、同時期に長期傷害保険と併せて契約した逡増定期保険についても無効とし、いずれの保険料も全額返還するとともに、これまでの間に会社が得た利益を返還してもらいたい。

< 保険会社の主張 >

長期傷害保険に加入いただく際に手交した設計書には、税務の取扱いについて以下の記述があり、本件設計書に基づく説明に際し、「長期傷害保険の税務取扱いに関し国税庁の個別通達はなく、全損取扱いが今後変更される可能性があることも話した」と、担当職員は述べている。

同保険設計書記載の税務取扱いに関する説明書き（抜粋）

「 税務の取扱いに関しては、所轄の税務署・公認会計士・税理士に必ずご確認ください。
将来正式な通達等が発信された場合、変更となる可能性があります。」

また、本契約が締結された平成 17 年 7 月時点では、同 18 年 4 月 28 日付国税庁見解（初めて全額損金取扱いと異なる税務取扱いを述べた生命保険協会宛回答文書）について予測するべくもなく、従来同様に全損取扱いが可能との一般的な理解のもと、上記税務取扱いに関する注意喚起文言を記載した設計書を使用し長期傷害保険の募集をしていた。

本件契約募集時においても、当社の定めた設計書を使用して募集し、錯誤等の無効原因もなく、本件契約は有効に成立しており、申立人の申し出には応じられない。

さらに、逡増定期保険については、長期傷害保険より先に申立人からの加入意思が示されており、たとえ長期傷害保険に無効原因があったと想定しても、同保険契約を無効とする具体的理由はなく、保険料返還等の申立てには応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人は「錯誤による無効」（民法 95 条本文）を主張するものと解

し、錯誤の問題を中心に申立書、答弁書等にもとづき審理を行った。その結果、長期傷害保険契約について、本件錯誤(支払保険料が保険料支払期間中、全額損金扱いできると信じていたのに、そうではなくなった)は、「要素の錯誤」が存在すると判断できるが、本件錯誤に陥ったことについては、以下により、申立人に「重大な過失」があったと言わざるを得ないことから、申立人から無効を主張することは出来ない。また、会社対応が不誠実であることを理由とする逡増定期保険の契約無効の主張は、無効理由とならず、本件申立てにはいずれにも理由がないことから、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- a) 同保険契約の説明書(取扱代理店が申立人宛に作成し申立人にも交付されていると推認できる)には、「 税務の取扱いに関しては、所轄の税務署・公認会計士・税理士に必ずご確認ください。将来正式な通達等が発信された場合、変更となる可能性があります。」と、注意書きも記載されている。
- b) 仮に、営業担当者において「全損取扱いが今後変更される可能性がある」旨を口頭で説明しなかったとしても、上記説明書に上記注意書きが明記されていること、全額損金扱いとなるという税務上の取扱いについて、契約当時(平成 17 年 7 月) 国税庁の正式見解(個別通達)が存在していたわけではなく、同問題は国の課税政策問題であるため、将来その取扱いに変更が生じることは当然予想された。
- c) 申立人は契約している公認会計士事務所の社員とも打合せのうえ契約をしており、会計事務所社員であれば、当時、全額損金扱いとする税務取扱いについて国税庁の正式見解が存在せず、将来その取扱いに変更が生じる可能性があることを当然助言すべきであった。

(参考)

民法 95 条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。